１１月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間です



児童虐待の現状

令和７年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数（速報値）は１，２１５件で過去最多となりました。

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っていても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。

＜虐待の定義＞

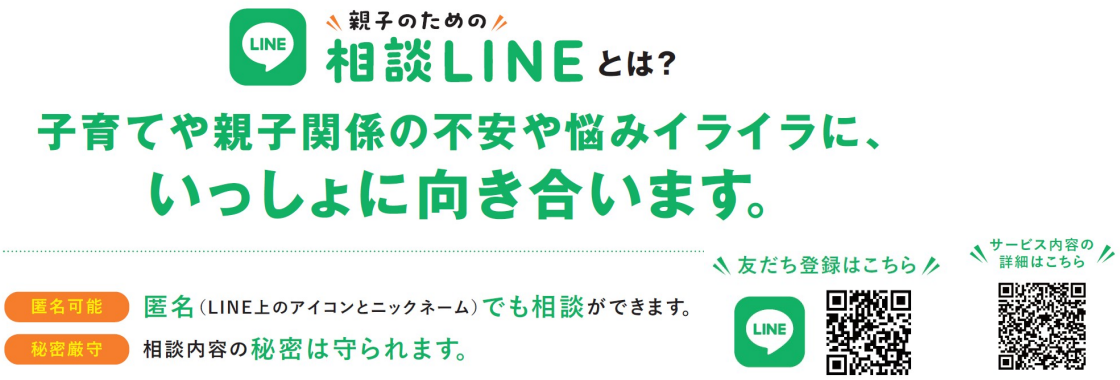
身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など	***性的虐待*** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト（養育の拒否） 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など	***心理的虐待*** 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV） など

気になることがあったら、「通告」してください

児童相談所虐待対応ダイヤル いちはやく 189

通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気付き守ることができるのは、あなたかもしれません。



児童相談所虐待対応ダイヤル　189

近くの児童相談所につながります。（24 時間 365 日通話料無料）

〔相談窓口〕 ●中央こども女性相談センター Tel（088）622-2205
●南部こども女性相談センター Tel（0884）22-7130
●西部こども女性相談センター Tel（0883）53-3110
●各市町村児童相談担当窓口